平成29年2月22日
国土交通省国土地理院
内閣府（防災担当）
消防庁

災害時、緊急に避難する場所をウェブで確認できます
～指定緊急避難場所データを「地理院地図」から公開～

平成29年2月22日より、災害時、危険が切迫した状況における緊急の避難場所である「指定緊急避難場所」を国土地理院のウェブ地図「地理院地図」でご覧いただけるようになりました。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村長による「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定制度が平成26年4月に施行されました。国土地理院、内閣府及び消防庁は、都道府県、市町村等と協力し、ウェブ地図上に表示できる指定緊急避難場所データの整備を進めてきました。平成29年2月22日から、整備が完了した指定緊急避難場所データについて、公開を開始することとなりました。

指定緊急避難場所データは、パソコンやスマートフォンから利用できる国土地理院のウェブ地図「地理院地図」においてご覧いただけます。「地理院地図」では、指定緊急避難場所の位置や名称、対応している災害の種別等について、地図や空中写真、その他様々な情報に重ね合わせてご確認いただけます。また、ウェブやスマートフォンアプリ、GISソフトウェアなどでご利用可能なデータ形式で公開しますので、防災アプリケーションの開発等にご活用いただけます。

今後、整備が完了した市町村のデータを順次公開していくとともに、指定内容に変更があった場合はデータを更新します。

【添付資料】
資料１　指定緊急避難場所について（用語の解説）
資料２　指定緊急避難場所データを利用する方法
資料３　データの整備状況がわかる「市町村別公開日・更新日一覧」を閲覧する方法

（問い合わせ先）
〒305-0811　茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院　応用地理部
環境地理情報企画官　山本　洋一　TEL：029-864-6269（直通）
防災地理課課長補佐　小島　脩平　TEL：029-864-6922（直通）
FAX：029-864-1804

※指定緊急避難場所の制度に関することについては、以下の担当にお問い合わせください。
〒100-8914　東京都千代田区永田町一丁目六番一号　中央合同庁舎第８号館
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
参事官補佐　駒田　義誌　TEL：03-3501-5693（直通）
主　　査　後藤　祐也　TEL：同上

〒100-8927　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第２号館
消防庁国民保護・防災部防災課
震災対策専門官　多鹿　雅彦　TEL：03-5253-7525（直通）
防災調整係長　吉野　充俊　TEL：同上

資料1

指定緊急避難場所について（用語の解説）

１．「指定緊急避難場所」について

災害の危険から**命を守るために緊急的に避難する場所**です。災害発生時は、その災害に対応している指定緊急避難場所へ避難してください。例えば、大地震が発生し、津波の到達が予想される場合は、津波災害に対応している「指定緊急避難場所」に緊急的に避難します。

「指定緊急避難場所」は以下の災害種別ごとに指定されており、**地理院地図では、災害種別ごとに「指定緊急避難場所」を閲覧することができます**。

1. 洪水
2. 崖崩れ、土石流及び地滑り
3. 高潮
4. 地震
5. 津波
6. 大規模な火事
7. 内水氾濫
8. 火山現象

２．指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として**住民等が緊急に避難**する際の避難先として位置付けるものですが、**指定避難所**は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで**必要な期間滞在**し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**することを目的とした施設です。

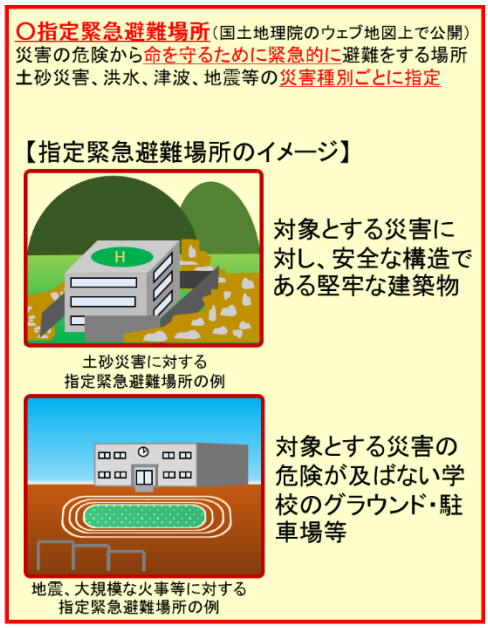

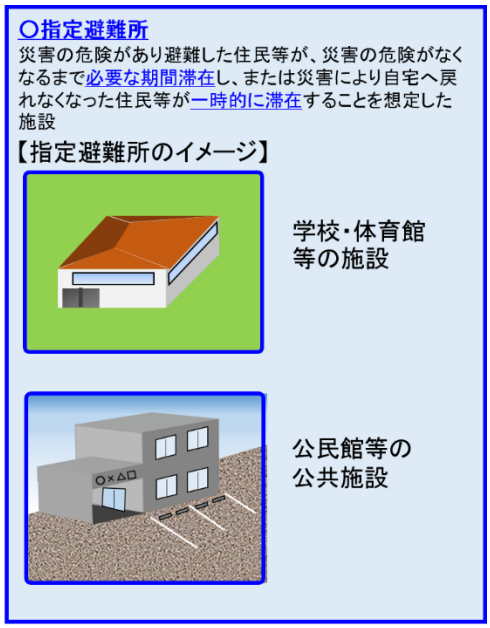

※「指定緊急避難場所」、「指定避難所」は、ともに市町村長が指定。

（ご参考）以上と同様の説明は、以下の国土地理院のウェブサイトでもご覧いただけます。

http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html

指定緊急避難場所データを利用する方法

資料2

※　平成29年2月22日時点の仕様であり、変更される場合があります。

1.国土地理院ホームページ
http://www.gsi.go.jp/の
「地理院地図」をクリック

スマホでQRコードを読み込む、又は下記URLを入力いただければ3.まで進みます

http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinan-maps.html

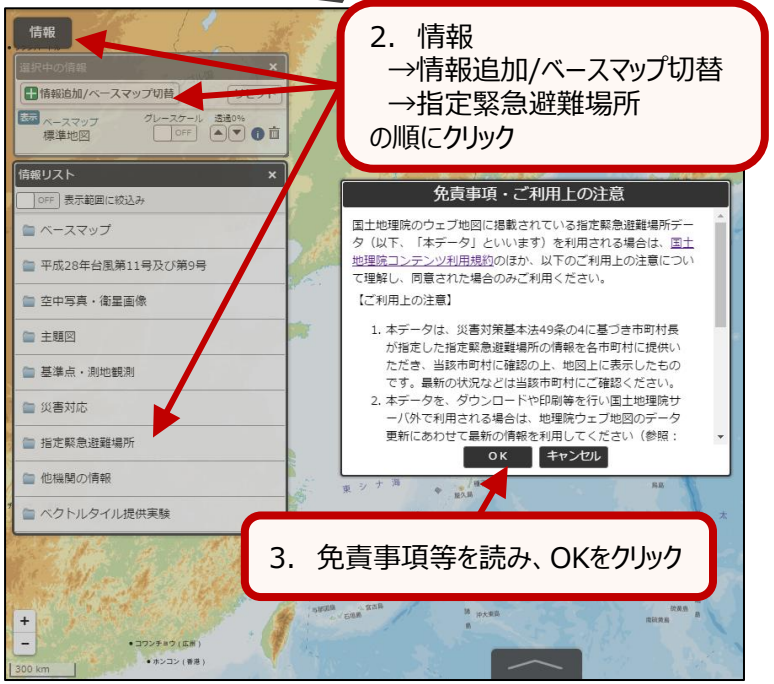

2.　情報
→情報追加/ベースマップ切替
→指定緊急避難場所
の順にクリック

3.　免責事項等を読み、OKをクリック

4.　閲覧したい災害種別をクリック
→**指定緊急避難場所のアイコン**が表示される

5.　指定緊急避難場所のアイコンをクリック
→**施設名称、住所、対応している災害の種別**が表示される

【開発者向け情報：指定緊急避難場所データを「地理院地図」以外のアプリケーション等でご利用される場合】
指定緊急避難場所データは、地理院タイル仕様（フォーマットはGeoJSON）で、災害種別ごとに整備されています。詳細は以下のサイトをご参照ください。

■地理院タイル仕様　http://maps.gsi.go.jp/development/siyou.html
■地理院タイル一覧　http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html

資料3

データの整備状況がわかる「市町村別公開日・更新日一覧」を閲覧する方法

disaportal.gsi.go.jp/hinanbasho/koukaidate.html

1. http://disaportal.gsi.go.jp/hinanbasho/koukaidate.html にアクセスします

指定緊急避難場所データ　市町村別公開日・更新日一覧

本一覧内の日付はウェブ地図用のデータが公開・更新された日であり、
各市町村長による指定緊急避難場所の指定日とは異なりますのでご注意ください。

都道府県で絞り込む

全て表示

入力した文字列で絞り込む

（入力例：つくば）　絞り込む　すべて表示

2. 市町村別のデータ整備状況等が一覧表示されます
✓ 「公開日」や「最終更新日」に年月日が入っている場合は既に公開されています
✓ 「データ整備状況の特筆事項」に未提出や修正中等の特筆事項が記入されています

3. 都道府県の選択又は検索ボックスに入力した文字列により一覧の絞込み表示ができます

都道府県 市区町村	公開日	最終更新日	データ整備状況の特筆事項
○○県○○市	2017-2-22	2017-2-22	○年○月○日当該市町村から報告のあった追加情報についてはデータ整備中
○○県○○町	2017-2-22	2017-2-22	
○○県○○町	2017-2-22	2017-2-22	
○○県○○町	2017-2-22	2017-2-22	
○○県○○村			未提出
○○県○○村			未提出
○○県○○村			未提出
○○県○○村	2017-2-22	2017-2-22	

（参考）本一覧には地理院地図の画面からもアクセスいただけます。

参考　1

今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検結果等
（平成 28 年 12 月 20 日 消防庁国民保護・防災部防災課）（抜粋）

（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281220_houdou_3.pdf）

2　指定緊急避難場所の指定

【現行制度等】

指定緊急避難場所については、平成 25 年の災対法の改正により、市町村が災害種別ごとに指定することが義務化されている。

【再点検結果】

災害種別ごとの指定緊急避難場所について、「洪水」及び「土砂災害」においては、それぞれ約７割の市町村で指定済みであった。

◆表９:指定緊急避難場所の指定状況

	洪水		土砂災害	
	市町村数	割合	市町村数	割合
全て指定している	1,132	69.2%	1,069	67.6%
一部指定している	62	3.8%	58	3.7%
指定していない	441	27.0%	454	28.7%
指定する必要がない	87		141	
合計	1,722		1,722	

指定が進まない理由として、「市町村職員が他の業務に追われ、マンパワーが不足している」、「洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域が設定されてから指定緊急避難場所を指定することを予定している」、「地域の大部分が洪水浸水想定区域となっており、さらに、避難場所として適当な建物も少ない」という回答があった。

【今後取り組むべき事項】

- 市町村長は、水害や土砂災害などの災害種別に応じた指定緊急避難場所を指定することとされており、指定が完了していない市町村は、都道府県等の助言を受けながら、早急に指定すること。なお、国・都道府県による河川の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定や情報提供がなされていない場合には、当面、過去の被害実績等をもとに安全な区域を判断することも差し支えないこと。
- 地域の大部分が洪水浸水想定区域に指定され、当該地域内での避難場所の確保が困難な場合には、高層階の建物など少なくとも生命の安全を確保できる場所を指定することも可能であること。また、近隣市町村に指定緊急避難場所を確保することも可能であり、都道府県等の助言を受けながら、近隣市町村の協力を得て検討すること。

再点検結果等

4．指定緊急避難場所の指定

- 災害対策基本法改正により、災害種別ごとに指定緊急避難場所の指定が義務化されてから２年以上経過。
  → **指定が完了していない市町村は約３割**

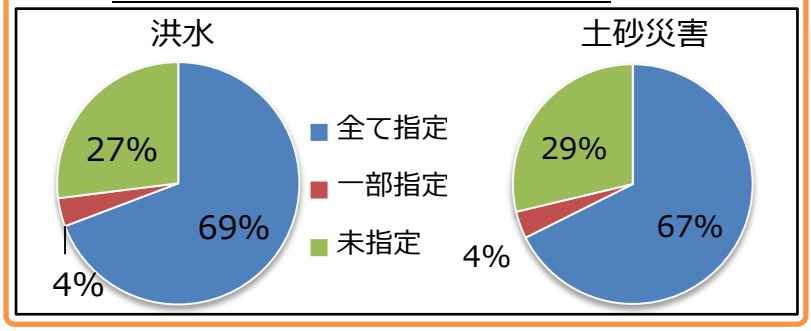

今後取り組むべき事項

○ 指定が完了していない市町村は、都道府県等の助言を受けながら、**早急に災害種別に応じた指定緊急避難場所を指定すべき**。

- 洪水浸水想定区域等を指定することを基本
- 過去の被害実績を基に安全区域を判断することも可
- 近隣市町村に確保することも可

参考 2

避難支援アプリの機能に関する検討会

事務局：消防庁防災情報室

検討概要

地理に不案内な来訪者や旅行者等に対し、災害発生時に現在地の危険性を知らせ、適切な避難行動を促すスマートフォンアプリの開発を促進するため、アプリに必要な機能やデータ形式等を規定したアプリ開発者向けの「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を策定する。
平成28年度末までに、津波災害を想定したガイドラインを策定するともに、今後取り組むべき事項（防災情報のオープンデータ化等）をとりまとめる予定。

避難支援アプリの作成等に関するガイドライン（アプリ開発者向け）

アプリに求められる機能の整理、防災データの要件や利用時の留意点、ユーザーへの留意事項　等

ガイドラインで示すアプリの基本機能

時間軸	避難支援アプリで実現する基本機能
地震発生～津波到達 アプリの起動 現在地の状況把握 避難の判断 避難場所の確認 避難場所へ移動	1. 津波警報等の受信 2. アプリ起動 3. 現在地の危険性の表示 津波浸水想定（範囲・深さ）、現在地と周辺の標高を表示 4. 現在地と避難場所の位置関係表示 現在地、指定緊急避難場所（津波）を表示
その他機能	（1）分かりやすい機能　（操作性、視認性） （2）外国人への配慮　（分かり易い地図、多言語標記）

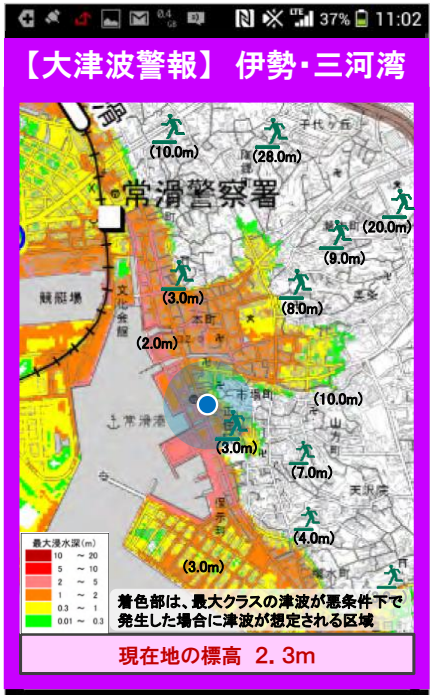

アプリイメージ（基本画面）